

岩手県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成26年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市津志田27地割並びに三本柳2地割、3地割、5地割及び7地割
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年5月1日から同年9月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正作業及び基準点設置作業）